

現行: 日本国憲法の前文	柔らか言葉の前文
<p>【前文】</p> <p>1. 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。</p> <p>そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。</p> <p>2. 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。</p> <p>われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。</p> <p>3. われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。</p> <p>4. 日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。</p>	<p>【前文】</p> <p>1. 私達日本人は、正しく選ばれた代表が行う国会を通じ、政治に参加する。私達と、これから生きる子ども達のために。世界の国々との協力によって得られる平和や、この国全体に広がる自由の喜びを、再び失うことがないように。また、政府の振る舞いによって、戦争の恐怖が再びこの国を襲うことがないように。固く決心したい。そして日本の国を動かす権限は、一部の国民ではなく、日本人全員が持っていることを宣言して、この憲法を確定する。</p> <p>そもそも日本の政治は、国民が信じ、そして託した尊い意思によって運営されなければならない、日本政府の権力は、もともと国民のものである。私達の権力は、私達を代表する人々の手を通じて使われ、その結果得られる幸福は、日本のすべての人々が受け取ることができる。</p> <p>これは人類全体が共有する基本的な思想であって、この憲法も、この思想の上に作られている。この思想と衝突するような憲法や法律、条例などを私達は拒否し、すでに存在すれば排除する。</p> <p>2. 私達日本人は、いつまでも平和が続くことを願っている。また、世界中の人々が仲良く暮らすためには、高い理想は欠かせないとも思う。だから私達は、この理想を常に頭に置いて物事を決めたい。さらに世界中の人々の、平和を愛する気持ちを信頼し、私達は平和で安全な国を築きたい。そして、その平和な国で生きて行こうと決意した。</p> <p>日本はこの平和を維持することで、奴隷や差別を地上から永遠になくそうとしている国際社会から、尊敬される地位を得たいと思う。</p> <p>また、世界中の人々が平等に、戦争などの恐怖や貧しさから抜け出し、平和に生きる権利を持っていることを確認したい。</p> <p>3. 私達は、どの国も自国のことだけを考え、他国を無視してはいけなないと考える。各国の政治は世界共通の道理に基づくべきであり、その法則に従う事は、自国の権利を維持し、さらに他国と対等関係に立とうとする各国の責任と義務だと思ふ。</p> <p>4. 私達日本人は、ここに述べたような高い理想と目的を実現すべく、自分達の力のかぎり尽くすことを、国の名誉にかけて誓う。</p>

第二章 戦争の放棄

【第九条～戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認～】

- 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

# 憲法改正草案（2012年4月27日）

## 【前文】

1. 日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民総合の象徴である天皇を戴く国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。
2. 我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。  
日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。
3. 我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。
4. 日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。

## 第二章 安全保障

### 【第九条～平和主義～】

1. 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。
2. 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

### 【第九条の二～国防軍～】

1. 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を保障するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。
2. 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。
3. 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。
4. 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。
5. 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行つたため、法律の定めるところにより、国防軍に裁判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

### 【第九条の三～領土等の保全等～】

国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。